

厚生委員會議錄 第八号

昭和二十八年六月二十七日(土曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事堀 ツルヨ君

越智 茂君 加藤銀五郎君

助川 良平君 田中 元君

寺島隆太郎君 安井 大吉君

山口六郎次君 中野 四郎君

山下 春江君 萩元たけ子君

柳田 秀一君 岡 良一君

杉山元治郎君 耳 四郎君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

(保險局長) 楠本 正康君

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 委員外の出席者

厚生事務官(社 會局施設課長) 鶴田 寛君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

六月二十五日

理容師美容師法の一部改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一六九号)
遺族弔慰金支給に関する請願(大上可君紹介)(第一七〇号)

同月二十六日

国立療養所職員増員並びに待遇改善に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一七六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
健康保險法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五〇号)

厚生年金保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

九州地区の豪雨による被害状況に関する件

○小島委員長 これより會議を開きます。

まず健康保險法の一部を改正する法律案、厚生年金保險法の一部を改正する法律案、船員保險法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。

なお、この際お断りいたしておきます。本日大臣に出席を求めたのでありますが、さしつかえがございますので、他日大臣に対する總括質問は一回にわたって行いたいと思っております。して、大臣に対する質問のおありの方は、質問を留保していただきますと思っております。柳田秀一君。

○柳田委員 厚生年金保險法について少しお尋ねいたします。政府の方でこの厚生年金制度をこのたび一部改正されましたが、本法は戦時中の立法であり、本法を制定した当時と、社会的的背景が全然異なっております。すでに各方面から全面的改正の意見も出ておるのでありますが、これらに対して政府はどういうふうにお考えになっておりますか。

○久下政府委員 現行の厚生年金保險法は、ことしから数えまるとさようとう十一年前に制定公布せられておるのであります。ただいま御質問の中に、戦時中という言葉がありました。その意味では戦時中ではあると思いますが、その意味では戦時中ではあると思いますが、終戦後のインフレ時代におきまして、貨幣価値の下落に伴いまして、厚生年金保險制度につきましては、数回の改正が行われたのでございます。それによっても、結果におきまして、インフレに對する應急的、臨時的な措置だけになされてきて、今日に至つておる次第でございます。そういう意味合いにおきまして、前々から厚生年金保險制度を根本的に再検討をすべきであるということは考えておつたのであります。

一方におきまして、本年末に抗内夫の一部の方々に養老年金の支給が開始せられます。昨年来厚生年金保險制度の根本的な改訂をいたすべく、いろいろ準備をして参つたのであります。簡単に経過を申し上げますと、昨年の秋厚生省としての一応の案ができましたので、私の方に所屬しておりまする社会保険審議会に、懇談の形式で各界の意見を伺つてみたのであります。十数回にわたりました。審議を開いて議論をいたしました結果、結局十二月末に至りまして、各界の意見が第一するところがございます。私の方の厚生省の試案に對しまして、ほとんど根本的に相いれないような意見がござ

いましたので、最後的にはもう一応厚生省としても各方面の御意見を参考として考え直したいということ、一応懇談の式の審議を打切つたわけでございまして、そうしてその後私どもの事務当局といたしましては再検討をいたしておる次第でございます。また成案として決定するまでに至つておりません。以上でございます。

○柳田委員 本法は大体労働者の福祉立法であることは間違いないと思いますが、ただいまの局長のお答えにも、改正案について非常な各方面の意見があるというところは、それはまったく利害の相反した意見があつたと思ひます。それはいわゆる労働者側から出てくる案と、資本金側から出てくる案だと思ふのです。特によくこの厚生年金保險には、日経連が再三圧力をかけていると聞くのでありますが、政府としてはこのような労働者福祉の立法に對しては、本法を全面的に改正する場合には、どういふような根本的精神でされるのか、いづれそのような改正案にもお目にかかるであろうと思ひます。が、そういうような心構えだけなりともひとつはつきりお示し願ひたい。少くとも労働者福祉立法なら労働者福祉の意見を十分取入れて、日経連の圧力に屈することなしに、労働者の利益を多分に織り込んで立法せられるか、そういう根本的精神をまず伺ひたい。

○久下政府委員 各部門にわたつての根本的な態度まで触れますことは、ただいま私にはできない段階であります。が、従来の経過にみましまして、まず基本的な点についてだけ所見を申し述べてみたいと思ひます。

まず第一点は、先ほど申し上げました社会保険審議会の懇談の機会に、経営者側から出来た意見として、私どもが一番根本の問題と考えておりますのは、企業及び労働者の負担を絶対に増さないように、言葉をかえて申し上げますと、保険料率及び標準報酬の引上げには根本的に反対であるということでございます。柳田先生もおつしやいましたように、現在の養老年金は平均月額百円、年額千二百円を支給し得るにとどまつておるのでございまして、かような問題につきまして、これを適当な金額にまで引上げることについては、各界意見が一致していると考えるのであります。しかしながらこれはどの程度まで引上げるかということが問題の焦点でありまして、この辺はまだ最終的結論を得たわけではございませんけれども、当時私どもとして考えましたのは、労働者の報酬に比例して、四、五割から最低二割程度という若干の労働者の報酬に比例して幅をつけ、しかも今日の社会生活の状況から見ても年金として御納得がいただけるであろうという線を出してみたわけでありまして、これに對して経営者側の意見といたしましては、ともかくどういふ給付をするにしても、今日の日本の経済

すが、私もといたしましては、そうした地方公共団体なり、あるいは住宅金融公庫なりに使われます金は、相当の部分が勤労者の利便のために役立つものであると考へられると思つておる。これを分類してお答え申し上げることは、調査をいたしまして困難ではないかと思ひます。

○柳田委員 そういふような間接的にまわりまわつて勤労者の福祉施設になるということを言つては、直接に法で、そんなことではなしに、直接に法の第何条ですか、これにも出ておつたと思ひます。これも間接的な意味で書いてあるとは思ひません。やはり被保険者の福祉施設に使うというならば、直接的にどういふものに使われているか、これをひとつ示していただきたい。資料について今御答弁ができたければ、次会までに参考として今まで大休年次別に積み立てられた金額と、年次別にそういう福祉施設に還元された金額を御提示願ひたい。

○久下政府委員 積立金の運用としては先ほど申し上げた通りでございますが、御質問はもとと範囲が広いようにも解釈されます。私どもは毎年厚生年金保険の福祉施設として、相当額の予算をさいて、これが積立金の還元ということでなしに、年金制度の運用として、ただいま御引例の法律の規定に基づいていろいろ事業をいたしておる。この点につきましては、従来からの経過なり現在の施設状況がたいまわかりませんので、後ほど資料で御報告申し上げます。

○柳田委員 標準報酬は現行二千元から八千円まででした。その二千元を三千円に上げられるのはわかるのです

が、最高八千円にとめられたという理由をひとつ……
○久下政府委員 標準報酬の最高額を引上げることにつきましては、先ほどもちよつと触れました、厚生年金制度の根本改正の際に考へたいと思つておる次第であります。とりあえず今回の改正は、健康保険法の改正に関連する部分のな改正にとどめまして、厚生年金制度の根本改正の際に考へるつもりでございます。

○柳田委員 根本改正の際に考へられるとしても、すでに今でも大体の腹案がおりになることはわかつておる。そういう場合に、大体どの程度までお上げになるか、これをひとつお聞きします。

○久下政府委員 根本改正の内容につきましては、最初に申し上げた通りであります。まだ私どもとして自信のある結論を得ておりませんので、これは給付の額等に関連をして、標準報酬をどこまで上げたらいいかというようなことも、結局制度に響いて参りますので、標準報酬の改正のみで問題の解決がでない点も参りますので、しばらく御猶予願ひたいと思ひます。

○柳田委員 しかしこの標準報酬は少くとも厚生年金制度の根本になるものであります。私の聞くところによれば、厚生省原案は八千円をはるかに上まわつておつたように聞いておるのであります。やはりこういうものが日経連からの相当の圧力で押えられたように聞いておるのです。現行法にして二千元から八千円になつておるのです。その後の賃金、物価から考へて、八千円というのは、いかにもわくを下げに押えられたような感じを持つて

ですが、いかがですか。
○久下政府委員 私どもも、現在の考へ方は、八千円とどまつていいと考へておりません。先ほど御説明いたしました昨年の秋の私どもの試算は、三万六千円に最高額を引上げるといふ案を出したわけであります。

○柳田委員 次に、保険給付の内容をお尋ねしますが、過去の低額のものをいつてどういふようにいたしますか。
○久下政府委員 過去の低額の標準報酬のものについて、給付をどうするかというところでございますが、これも根本改正の際にさらに検討をいたしたいと思ひます。現在の制度のもとにおきましては、厚生年金制度としては、二回にわたつて二倍にし、五倍にし、結局給付の金額を十倍に上げ、あるいはものによりましては、最終標準報酬をとるというふうなことをやりまして、給付の実際を上げておる次第であります。それにいたしまして、今日の事情から見ますと、現在の養老年金、障害年金、あるいは寡婦年金、遺児年金等につきましては、年金総額がきわめて低額のものがございます。これらにつきましては、これもまだ最終的な案ではございませんけれども、根本改正の案としては、最低額を相当のところで上上げるようにいたす考へでございます。

○柳田委員 そうすると、従来の規定によつて支給された保険給付がきわめて低額の場合にも、最低基準額まで上げるというお考えで今いろいろ進んでおるわけですね。
それから、さらに四十くらいの人がこの保険に入つて、そして二十年間かけつばなしということになりますと、

六十になりますから、そういう場合に給付開始の年限に対して、この保険が適用される年限を短縮するとか何とか便法があるのですか。
○久下政府委員 現行の制度にはございませんけれども、新しい制度をつくります際には、それらについても考慮いたしたいと思つております。

○柳田委員 それからこの給付内容の一部ですが、扶養加算はどういふふうになつておりますか。
○久下政府委員 現在の制度から申しますと、一部分の年金に扶養加算がございまして、これも根本改正の際には扶養加算の額も引上げ、全般的に扶養加算をするようにいたしたいというつもりで、今案を進めております。

○柳田委員 現在のこの法には遺族年金や寡婦年金、遺児年金等たくさんあるのですが、こういうものをもう少し一本に簡素化するわけには参りませんか。
○久下政府委員 お尋ねの点は、私どもが考へておる根本改正の点に触れておりますので、はなはだお答えがしにくくて恐縮でございますが、私どもの今の考へでは、寡婦、遺児、寡夫年金あるいは遺族年金というふうに錯雑した觀念になつておりますが、これは改正の際には一本にするようにいたす所存でございます。

○柳田委員 ただいままで質問しておりますと、他の保険三法との見合いの関係上、本日の一部改正法はよくわかるのであります。しかしながらこういう小手先だけでなしに、ただいま質疑応答を繰返してみても、この厚生年金制度というものが、ただいまの社会から見ると、もう少し改正の余地がある

というよりは、もう少しつっ込んで言ふならば、現在の社会にマッチしてないというふうにとれるし、現にまた厚生省当局としても、そういうふうにお考へになつておるようでありまして、従つてこれに対しては、私は早急に根本的対策をお立て願ひたい。同時に厚生年金だけで根本的な対策は立てにくいと思ふのです。これは他の生命保険にも影響して来るでしょうし、ほかの保険にも関係する。大きく言うならば、今次の内閣委員会に出されている恩給法そのものにもかかつて来るのであります。そういうふうな言つていけば、いつまでたつても際限がない。少くとも各省の中では、われわれから見ると、最も進歩的なお役人さんであるというふうに、われわれはいささか諷刺を呈してあげますが、その厚生省のお役人の方で、もう少し積極的によこの厚生年金制度くらいは、厚生省としても早くお出し願ひたい。
なおほかに尋ねたい点も参ります。これが一応終つておきます。
○小島委員長 長谷川君。
○長谷川(保)委員 健康保険、船員保険、厚生年金保険、さらにまた本日の議題ではありませんが、国民健康保険あるいは国家公務員共済組合その他に對しましては、相当根本的な手をいれなければならぬ。もうその時が来ておる。国民の徹底的な社会保障制度実施に対する要請は非常に強いのであります。この点のみならず、政府はその根本的な改正に対する手を打つべきであると思ふのであります。まず第一は船員保険、健康保険等における傷病手当金、療養給付に對します条件が

みな違ふのでありますが、これはどういふように違つておりましたか、お尋ねしたいのであります。

○久下政府委員 お答え申し上げます。まず健康保険の傷病手当金でございますが、現在の制度は標準報酬日額の六割を、一般疾病の場合には六箇月間、それから結核は一年半支給することになつております。今回の一部改正におきまして、この点は主として財政上の理由に基きまして、そのまゝのすえ置き案になつております。それから船員保険におきましては、療養の給付期間満了まで、つまり二年傷病手当金を支給することになつております。支給の率は健康保険と同じく六割でございます。それから今回の一部改正におきましては、船員保険だけは財源の関係が許します事情もありまして、療養の給付期間を三年に延長するに伴ひまして、傷病手当金も三年に延長する案になつております。それから共済組合の方は正確に記憶しておりますので、今調べまして、お答えいたします。

○長谷川(保)委員 この船員保険の療養給付、傷病手当金の給付三年ということになりますならば、当然健康保険もそういうように持つて行くべきであると思ひますが、単なる財源の問題というだけでは済まされない。民主國家におきまして、当然国民全体に對しまして公平、平等な扱いをしなければならぬ、そういうことにしておいてはならないと思ひますが、これに對する政府の見解をお伺ひいたします。

○久下政府委員 この問題につきましては、政府の考えと申しますよりも、厚生省の私どもの考えをちよつと申し上げさせていただきます。確かに傷病手当金制度というものがあつて、以上、疾病にかつて休養をしております期間は、傷病手当を給付するのが本来の建前である。私も考えております。昭和二十八年度の予算の要求にあたりまして、給付費に對する國庫負担の要求をいたしまして、これがもし承認をせられれば、傷病手当金は当然延長せられると考えております。ところがその点が遺憾ながら國家財政の都合上承認を得られませんでしたので、やむを得ず現行の制度のまゝにとどめざるを得なかつたのでございます。傷病手当金六箇月、一年半という先ほど申し上げたのを、療養の給付期間の延長に伴ひまして三年に延長するとしますと、政府管掌健康保険だけで三十一億ほどの財源を必要といたします。これはどういふ保険料の料率の引上げ等の不可能な今日では、先ほど申し上げたやうな國庫の補助がなければ実現をしない、私どもの財政のやりくりでは不可能の問題でございます。さうに御了承願ひます。

上げさせていただきます。確かに傷病手当金制度というものがあつて、以上、疾病にかつて休養をしております期間は、傷病手当を給付するのが本来の建前である。私も考えております。昭和二十八年度の予算の要求にあたりまして、給付費に對する國庫負担の要求をいたしまして、これがもし承認をせられれば、傷病手当金は当然延長せられると考えております。ところがその点が遺憾ながら國家財政の都合上承認を得られませんでしたので、やむを得ず現行の制度のまゝにとどめざるを得なかつたのでございます。傷病手当金六箇月、一年半という先ほど申し上げたのを、療養の給付期間の延長に伴ひまして三年に延長するとしますと、政府管掌健康保険だけで三十一億ほどの財源を必要といたします。これはどういふ保険料の料率の引上げ等の不可能な今日では、先ほど申し上げたやうな國庫の補助がなければ実現をしない、私どもの財政のやりくりでは不可能の問題でございます。さうに御了承願ひます。

の了解を得ましたので、今日千分の十四という料率を赤字補填のために徴収いたしておるのでございます。大体私どもの計画は、当初からの計画もさうでございますけれども、本年中にはこの料率の特別徴収によりまして、赤字は解消する見込みでございます。従ひましてその後はこの料率は元にもどしてもいいわけでございますが、この点につきましては、むしろ私どもとしては健康保険の例もありまして、傷病手当金の引上げということに相当考えたのでございますが、この特別徴収の料率を食ひましても、三年間に延長してもらいたいというやうな話で、労使双方了解を得ましたので、この料率をとりあへず本年度は千分の四だけ食ひ込むことにいたしました。さうな措置が可能になつたわけでございます。

○長谷川(保)委員 保険経済全体といつたしまして、船員の方と健康保険の方とで國庫の負担に違いがございますか。

○久下政府委員 保険全体といつたしまして、別に違つた点はございません。ただ長期保険の面において申し上げますれば、船員は、船員という特殊な勤務から、陸上の坑内夫と同様な扱いになつております。従つて傷病年金給付費の二割が國庫負担となつております。言いかえますと、船員保険におきましては長期保険の給付費の全額の二割を國庫から出してゐる。この点は陸上の坑内夫がやはり同様に二割を出してあります。その他の点についてはかわりございません。

○長谷川(保)委員 この際いふん困難ではあると思ひますけれども、社會保障制度の重要な一環といつたしまして、健康を充実する必要が多分にありますから、これは政府におかれまして、船員保険と同様に、私どもは傷病手当金、療養給付等を健康保険に對してもなすべきだと思ひます。先ほど三十一億という数字が出ましたが、外の騒音のためにちよつと聞えなかつたのですが、療養の給付及び傷病手当金を船員保険と同様にいたしました場合に、年間どれだけつづきに必要になりますか。

○久下政府委員 先ほど申し上げました三十一億という数字は、政府管掌健康保険の年間分でございます。それだけ一般疾病の六箇月を三年にする、すなわち二年半延長する、結核に對して一年半をさらに一年半で三年に延長する、その所要額が三十一億であります。

措置であらうというやうな理解のもとに反對がございました。しかしながらこれは社會保険審議會におきましては、採決の結果多数をもつて原案が通過いたしました次第でございます。それから療養の給付の三年間延長につきましては問題が二つにわたつて論じられました。まず第一に、療養の給付を三年に延長いたしますことはよいといつたとしても、これは國庫負担をもつて行ふべきであるという経営者側の主張がございましたので、これはやはり採決の結果、ごくわずかの差ではございましたが、多数をもつて、國庫負担ということとをこの問題についての結論とすることは、この際適當でないという意見の方が強くて、否決されました。それからあらためてその前提のもとに三年延長という政府の原案の可否について採決があつたのでございます。これはただいま申し上げた問題よりも大きな差をもちまして、やはり原案の通りに可決に相なつておるのでございます。さうに御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今日健康保険組合によりましては、療養の給付につきまして相当きびしい条件を付しておるところがあるやうであります。私は北海道の炭鉱関係の実情の資料を持つておるのでありますが、その理由とすると、これは、もし組合の保険財政が赤字になりましたときには、政府管掌に切りかえられるというのを条件、理由といたしまして、やつておるやうであります。そういうやうなことは不届きなことであると思ふのでありますが、よもや、政府はそういうやうな態度をおとりにならないと思ひますが、保険組合の財政が赤字になりますやうな場

合、政府はどういう態度をおとりになりますか。

○久下政府委員 ただいまお話の北海道の炭鉱の問題につきましては、具体的な事例を私承知いたしておりませんので、それを前提としてお尋ねのようでございますので、あるいは食い違ひ点があるかもしれませんが、一応申し上げることにいたします。健康保険組合は、厚生大臣の認可によつて設立され、自主的な運営をしておるのでございます。しかしながら健康保険法の規定に基きまして、もしも健康保険組合が財政的に困難な状態に陥りまして、給付の実施ができず、あるいは医療機関に対する支払いができなくなるということになりました場合には、政府管掌健康保険が一切の権利義務を引き受けることになつておるのでござい

ます。それを言つたのだと思ひますが、それをたてにしていろいろ給付制限をするということば、それ自身はちよつと関連はないことと考えております。私ももといたしましては、全般的に健康保険組合につきましては、毎年度予算につきまして認可をいたしておりま

す。また臨時監査も実施いたしております。給付の不当な制限等はないと承知をいたしておりますが、目の届かない点もあるかと思ひますので、もし具体的な事例がございましたらば、お知らせ願ひたいと思ひますし、私の方でも注意いたしたいと思つております。

○長谷川(保)委員 ただいま申し上げましたような給付の制限が、かりにただいま私が申し上げましたような理由でなされたとしたら重大なる問題だと思ひます。しかしながら今日もし健康

保険組合が必要にして十分なる医療給付、療養給付等をいたしますならば、相当赤字になるかもしれぬとも、私どもはしるうと考へて考へるのです。この点は当局はどういうようにお考へになつておられますか。

○久下政府委員 健康保険制度のままにおきまして、つまり現在における各健康保険組合の実情は、私どもが承知いたしております限りでは、赤字を生じて経営に困難を来しておる組合はないと思つております。ただ問題は、給付期間の三年延長に伴ひましての問題でございます。前国会にも一部の方から御意見がございました。私どももこの点は絶無であると思つておりません。きわめて少数の、約八百余の組合がございまして、その中のごく一、二のものにつきまして、三年延長にする

と、財政困難になるのじやないかという懸念のあるものも多少ございまして、これは特に町村吏員の組合などにその例が考えられるのでございまして。この点につきまして私どももいたしましては、今後その財政の健全化につきまして、できるだけ指導もいたしたいと思ひます。またそれでも足りません場合には、ごく一般的には、来年度におきましては給付金に対する国庫の補助を強く要求いたしたいと思つております。そういうことでもいたしますれば問題なく解消する程度であります。

○長谷川(保)委員 ただいま給付費の補助という話が出ましたが、この健康保険の給付の内容を船員保険並に高める、あるいは国家公務員共済組合の程度に高める、これは一本にすべきこと

はもろんだと私は思ふのでありますけれども、そういういたしますと、現在では赤字にはなつておらないといひましても、現行の保険料をかせない限りは相当に赤字になるかと思ふのであります。国民健康保険に對しましては、今回医療給付に對しまして、一割五分の国庫補助をするというふうに予算が組まれておるようでありまして、当然健康保険に對しても同様の補助をすべきだと思ふのであります。これに對しまして当局はどういうようにお考へになりますか。

○久下政府委員 先ほども申しましたように、私どもとしては、医療保険に對しましては国庫から給付費の二割相当額の補助をもらうように強く要求をする考へております。

○長谷川(保)委員 これらの保険は、国家公務員共済組合に比べますと、医療給付の内容はさらに悪いと思ひます。これは当然一緒にすべきだと思ひ思ふのでありますけれども、これについてはどうお考へですか。

○久下政府委員 健康保険の給付の内容は、共済組合に比して劣るとは私は考へておらないのであります。おそろしく御指摘の点は、ことに結核に對しまして現在すでに共済組合は三年の給付をいたしております。今まで一年の差がございました。この点は今度の改正で三年になります。その他の実質的な面はむしろ健康保険の療養給付の内容になつて、共済組合がやる建前になつておりますので、そういう大きな差はないものと理解をしております。

○長谷川(保)委員 この一部改正の問題とはちよつと離れますが、同じ健康保険の問題でありますので、それと関

連して伺つておきたいと思ひます。御承知のように傷病手当金の給付につきましては、三日の待機期間がある。これは安だと思ふのであります。一日でも病氣をいたしますれば当然それに対応しまして傷病手当金を出すべきであります。それなのにこういう事情が今日あるということば、安だと思ふのであります。これに労働者の権利がこゝで侵害されておると思ふのであります。これを對しまして、当局の御意見を承りたいと思ひます。

○久下政府委員 待機期間の問題、あるいは資格期間の問題は、他にも例のある問題でございまして、私は、それ自身がただちに権利侵害になるとは考へておらないのであります。但し、この三日の待機期間について議論があることは事実でございまして。今日まで私どもが検討いたしましたところでは、これをやめてしまふというところまでまだ結論が至つておりません。

○柳田委員 今の長谷川委員の質問の問題は前国会でも問題になつたので、特に急性虫様突起の問題なんか、前国会で問題になつたのですが、今局長はこれをやめてしまふという、——それはひとつ折衷案で、もう少しその間にゆとりのあるように、当日からでもすぐに開始できるように、もう少し少しゆとりのある法律に直していただいたらどうですか。中にはなるほど多少その間今の法律のように、一定の待機期間を置いて、そしてそれを確認する、これは私どももわかるのであります。しかし、実際に仮病でも何でもないので、うに急性の病気で、その日にすぐに開腹手術をしたというような場合もあるにきまつておるのですから、もう少し

幅のある法律にしておかれたらどうでしょうか。こういうような進歩的な考へ方はどしどし取入れた方がいいのじやないか、あまり法律に拘泥しておられるよりも、そういうふうな直していただいたらどうかと思ひます。

○久下政府委員 重ねて柳田先生からのお話でございしますが、社会保険には、このほかにも同種類の、たとえば資格期間というものもございまして、こういうものをやめたらどうかというならば、その議論も立つと思ふのであります。いろいろ制度の運用の確保等から考へまして設けられておることではありますし、もうしばらく、私どもとしては、検討させていたきたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 私は待機期間を置く必要はないと思ふのですけれども、どういふところにそういう事情があるか、お考へのことろを承りたいと思ひます。

○久下政府委員 結局これは三日間の待機期間の間におきましては、事実を調べ、保険におけるいわゆる逆選択防止、ちよつと今お言葉の中にございしたような仮病のような場合もございしますので、それらの点を考慮した規定であります。それは他の、たとえば任意継続被保険者となるための資格期間等の規定もございまして、これらもいづれも、私どもの言葉で申しますと、逆選択を防ぐための制度であるといふのでございまして、そういう心配がないのだという事実がございすれば別問題でございまして、そういう心配が若干でもありまして、やはり逆選択防止の規定というものは、各制度にもあるわけでありますし、今全廃をする

というところでは、私ども結論が到達してないのであります。

○長谷川(保委員) どうもその逆選択というものも、一部の懸念ある人々のために、正しい勤労者諸君が当然受くべきものを受けられないというのは、

これは不届きである。とかくお役人というものは国民を犯罪人扱いする気持がここにも出て来ているのではないかと、いうふうに、邪推するわけでありますけれども、そういう不当なこととはするべきであると思う。さらにもう一度お考えを伺います。

○久下政府委員　政府職員の共済組合におきましても同種のものがあります。これをやめるかどうかということ、そうした各制度との関係があるのではありませんが、問題は、私は逆選択防止ということは、社会保険としては十分考へて行かなければ、むしろ逆に不公平な結果になると思う。この点は御了解いただきたい点であります。

それからもう一点は、こういうことを申し上げていいかどうかわかりませんけれど、実際に入学でもしておられると、食費まで保険で給付いたします関係でありますので、そういうような点から考えますと、三日あとからは正しい人には六割ずつ間違ひなく差上げるのであります。全体をならしてお考

えをいなければ、その辺は御了解をいただける点ではないかも考えます。

○長谷川（保）委員 どうも全体をならしてとは実にうまいところへ逃げ込んだと思うのでありますけれども、どうも私はこの点にきますましては、やはり待機期間をとるべきである、こういうことを考えて、強く政府のお考え直しを願うように希望いたしますのであります。

次に結核に関する問題であります
が、この保険経済におきまして、結核
に対する給付の額というものが年ど
れくらいのパーセンテージを出し、ま
たどれくらいの額に上るのでありま
すか。

○久下政府委員 今年度の保険給付金の総額は、概数で申し上げますと約三百億であります。そのうちの療養の給付に要します費用は二百四十億程度であります。さらにそのうち結核の占めます部分は四割強、百四億ぐらいに計算をいたしております。

○長谷川（保）委員 それは保険全体でございますか。

○久下政府委員 政府管掌健康保険の例であります。

○長谷川(保)委員 今日国民健康保険にいたしましたが、健康保険にいたしていても、あるいは船員保険にいたしていても、あるいは船員保険にいたしていても、保険経済をゆすぶります大きな問題は、結核に対する給付である

と思うのでありますが、私は結核に對します療養給付に對しましては、これは結核病の、わが国の疾病におきます大きな比重を考えまして、當然社会保険制度審議会の勧告にありますように、五割くらいを負担すべきだ、こう思うのでありますが、この点についてお考えを承りたい。

○久下 政府委員　結論的には私どもも全然同感でございます。ただ制度の問題として申し上げますと、同じ考え方に基きまして、今日結核予防法という制度がございます。私どもはこの制度を考えずに、社会保険の立場のみを言うこともできない事情でございます。私どもは常に現在の制度のもとにおきましては、結核予防法の公費負担の範

困を抜きたいとして、従つてそれに伴う予算も増額してやるのが筋合ひである、こう考えております。そういうしますれば、自然保険財政といつしては、結核予防法の公費負担を保険財政の中に受け入れる結果になります。

す。これが公平の原則から申ししても適當ではないかと思う次第であります。

○最谷川(保)委員 局長の管轄外のこととを伺つてどうかと思いますが、今の結核の医療費の半額公費負担という問題であります。これが今日事務的に

も、医者の側といはしめても、患者の側といはしめても、非常にこれは困難をいたしております。私はこういうような今日の制度は改めまして、全国に今日の結構予防法に基きます公費負担二分の一というものを、この二分の一は全額国庫から出すべきだ。地方の自治体等はこの二分の一を負担させますことによつて、事実においては予算

がないという立場から、この公費負担の制度が行われておらないという事情にあると思うのでありますけれども、これは私、保険財政の根本を立て直すという立場からいたしましても、あくまでこの二分の一公費負担を国库負担ということに改めまして、そしてそれを健康保険組合なり、あるいは国民健

康保險組合なり、あるいは共済組合なり、船員保険関係なり、そういう団体の方に直接それを入れるべきである、こういうように強く思うのであります、これに對しましてはいかに考えでありますか。

○久下政府委員　どうもその辺のところになりますと、結核予防法を所管してあります部局と、私どもの考え

方が、ちやうどお話のように、多少女
楊の相違で鼠見があることは事実でござ
います。私の方といたしまして、
ときく、できればおつしやるような
ことになった方が手続も簡便でござい
ますし、おつしやるように被保険者に

とつても、あるいは医療担当者にとりましても事務的な簡素化にもなりまするし、そう思つておるのであります。しかし大局的に制度の建前から申しますと、各都道府県が五割を負担して、その二分の一を国から補助をするという結核予防法の現在の建前、これ

を根本的にかえませんが、限りは、そういうことを言えない事情もあるわけでございます。そこでなお予算の点につきましては、担当部局の非常なお骨折によりまして、この予算が完全に消化される段階に至つておるようでございます。その意味におきましては、問題となるのは結局給付予防法で公費負担をする医療の範囲を拡大すること

が、当面の問題だと私は今考えておるのであります。地方の財政負担の面は今申し上げたように漸次改善をされて、それに伴いまして保険財政も、現行の結構予防法で補助をされます部分については、大体確実に受入れができておるようによ考えます。

現在額は幾らありましようか。
○久下政府委員 五月末におきまして六百六十三億でございます。
○長谷川(保)委員 今回のこの適用を広げますことによつて、年間でいくら積立金がふえることになりましようか。さつき承つたかもしれませんが、ちよつと聞き漏したようです。
○久下政府委員 本年度だけで申し上げ

げますと、適用範囲を拡張いたしました。て保険料を徴収いたしまする分は、十一月から五箇月分であります。もつとも全体に標準報酬が若干上昇いたしておりますので、それらの点も加味いたしてはございますけれども、主たるも

のは範圍擴張分であるとお考え願つてよろしゅうございますが、その金額が約十億円であります。

○長谷川(保)委員　現在年間ふえて行くもの――擴張で十億ふえますね。そうでなしに、擴張しないで年間の積立金の総額、その正確に近い数字はどれ

くらいですか。

○久下政府委員　先ほど十億と申し上げた金額は、前年度予算に比較いたしましたので、前年度の保険料収入が百八十二億であります。それに対してまして本年度、昭和二十八年年度の年間保険料収入は百九十二億になります。その意味で十億と申し上げたのであります。しかしながらこれはそのまま全部

積立金に入るわけでもございません。毎年々々若干給付の方にまわつて行きますものもございます。いろいろありますので、そのままふえるとは限りませんが、しかし少くとも年間総額の百九十億程度が現在の保険料収入であります。これに積立金の利子が四十億程度あるのではないかと。そういったします

ると、それから年々の給付費等——五十億をちよつと越える金額であります。が、そういうものを差引かなければなりません。差引いたものが積立金としてふえるわけでございますから、結局百七十億程度が積立金としてはふえて行きます。

○柳田委員 関連質問。年間の給付は五十億もありますか。ここにいろいろ

ている資料では、二十六年度からであります。わづかに二十六億しか出ておりません。そのほかに住宅とか、そういうものを言われたが、それを入れればそうなるかもしれませんが、今後の見通しは……。

○久下政府委員 私どもが五十億と申しましたのは、今申しました保険給付そのものに要する費用のほかに、被保険者のために先ほども申し上げたような被服、施設などもありまして、そのほかの事務面に必要な費用の総額であります。それはやはり保険料収入と保険積立金から生ずる利子を財源としてまかなつております。さような関係で申し上げたのであります。

○長谷川(保)委員 先ほど資金運用部その他にこれを流用しておるといふお話もあり、われ／＼もそういうふうにお話しておるのではありませんが、現在の年金の積立金として、この勘定でもつて自由に使える金額はどれくらいに上つておりますか。

○久下政府委員 ちよつと御質問の趣旨をあるいは誤解しているかもしれませんが、予算の立て方で御説明を申し上げますと、先ほど来申し上げておりますように、現在千分の三十の保険料をとつております。これは現行の制度のもとにおける将来の給付に備えるために、とつてあるわけでありまして、従つて毎年々々の支出から見ますと、非常にならざるを得ない保険料として、これを積立金にまわしておるわけでございます。昭和二十八年年度予算でその事実を申し上げますと、保険料収入が先ほど申し上げたように百九十二億、それから運用収入——これは積立金の利息であります、これが四十

億、その他一般会計の給付金の補助の受入れが四億五千万円、合計して昭和二十八年年度の収入総額は厚生年金関係で二百三十八億、これに對して支出の面を申し上げますと、この二百三十八億のうちから、本年度の給付に要します費用全体では四十一億、それから業務取扱いと言つておりますが、これは保険事務を運営して行きます費用であるいは福祉施設、保健施設等の費用であります、これが十二億、予備費を六億と見まして、本年度の支出総額は五十九億、そういったと差引昭和二十八年年度においては百七十八億が余るといふことになりまして、この百七十八億は一時預金部の方に預け入れをしておきまして、年度が過ぎましたときに正式に積立金として預託する、というふうなことになつております。

○長谷川(保)委員 この積立金については、先ほど柳田委員からも御質問があつたのでありますが、これは当然ながらこの保険をかけております労働者及び事業主等の、この積立金の運用に對します発言権が十分認められなければならないと思つておりますが、今日この運用についてはどういふ機関で運用をいたしておりますか。

○久下政府委員 今日、先ほど申し上げたような関係で、資金運用部の積立金に繰込まれております。資金運用部といつたしましては、この年金の金あるいは郵便貯金の金等各方面から資金運用部へ入つております金を収入とし、それに年々資金運用部の運用計画というのがある、これは運用部資金法に基いて資金運用審議会に付議いたしまして運用をきめておるわけでございます。私どもとしては、その意味にお

きましては、厚生次官がその審議会の委員として参画いたしております。保険料を負担した事業主なりあるいは勤労者が、この運用について発言権を持つように、資金運用部から運用権をとりもどすようにしようということにつきましては、実は昨年の社会保険審議会におきましてさういふ決議が行われまして、私どもの方にも、あるいはまた大蔵大臣の方にも、その決議がまわされておるのであります。先ほど柳田先生の御質問にお答え申し上げたように、そういうような方面の御要望があることも承知はいたしておりますけれども、今日の全体の国家資金の運用という問題、あるいはまた厚生年金の積立金としての運用それ自身の問題から考えまして、果ただにこの御要望に沿つて、私ども自身がその資金を生み出すということにつきましては、そこまでの結論に到達してないという事情でございます。

○柳田委員 ちよつと関連して。先ほどもお尋ねして、大體の原則はわかつたのですが、資金運用部資金の運用に對しても承知しておるのですが、しかしながら、郵便年金のごとく任意のものならまた別の議論になりますが、このように強制的に国家が収奪するというものはなほ語弊がありますが、巻き上げたものの運用に對しては、郵便年金なんかとは根本的に考え方が違ふといふふうに考えますので、大蔵省の立場として言うなら別だが、少くとも厚生当局がそういうことを言うべきでないと思ふ。厚生当局としては、果ただに厚生年金を運用部資金から独立してとりもどしたいというのがあたりまえであつて、局長としてはそういうことは

言うべきでないと思ふのです。あくまでも厚生省の立場として、こういうように強制的に国家が収奪しておる資金に對して、しかもそれが厚生年金法という、事業者もありませんが、労働者の福利施設を増進するという目的を持つたものに對して、そういうような考え方であられることはあぶない。それならば、この根本的改正をいつの日にか望まんとすることになるのであつて、このことは局長にもう一度はつきり伺いたいと思ひます。

○久下政府委員 柳田先生から大分きつい言葉でございますが、この問題は実は私はさう物事をこたわつて考えおるつもりはないのであります。先ほど来きわめて抽象的な言ひ方で申し上げたのでありますが、非常に大事な将来の資金でございます。一時運用ということは割合に問題は簡単だと思ひますが、それを確実に回収し、将来の年金の給付の資金として確保して行くという点につきましては、一応現在のうちに国家資金として運用してあります場合には、国それ自身が責任を負う体制になつておりますので、これを他の方に切り離しまして、はたしてその方の確約が得られるかどうかについては、若干懸念を持つておるのであります。それらの点を考慮いたしまして、多少今までの歴史的なきさき等の関係もありまして、今こつち席上で、私としてはさうすべきであるといふことを申し上げるまでの結論に到達してないといふことを、御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今の問題であります、これは労働者代表、事業主代表あるいは公益代表の三者構成によつて、この積立金を運用するような機関をすみやかにつくるべきだと思ふ。前国会におきましても、簡易保険積立金等について国会が決議をいたしまして、資金運用部から郵政省に運用権を奪還するようにいたしたのであります。これはわれ／＼といたしましてはきわめて重大な関心を持つものであつて、そういう三者構成によつて積立金の運用をなすべきだと思ひますが、三者構成をつくるということについての当局の意見を伺ひたい。

○久下政府委員 柳田先生のお尋ねと大體同じようなお考えの御質問であります。私どもとしては、資金運用部資金として一括して運用されるということに對して、今お話のありましたような精神でやることに根本的に反對しておる意味ではないのであります。現在の制度をかねて執務をいたすまでに、まだ決心がきまつてないといふことだけなのであります。これは資金運用部資金法にも関連をいたすことでありまして、現在の資金運用部資金法が厳然として存在しております以上、それらの考え方に考慮をいたさなければならぬと思ひます。先ほど来申し上げております積立金の確実な運用という問題を、やはり私どもとしてはまず第一義的に考えなければならぬことと思つております。そういう意味合いで簡単に決心はつかない、こういうこととあります。

○長谷川(保)委員 私は、そういう御趣旨の心配は必要ないと思ふ。そういうことは大蔵大臣にまかせておけばいいのだから、厚生省は大いに闘つてもそれこそでして、この十一月

から抗内夫の老齢年金の給付が始まるわけでありますが、これに對しましてすみやかに対策を立てなければならぬという事情に差迫つておりますが、厚生省はそれに間に合うような確実な対策があるのでしょうか。

○久下政府委員 厚生年金保険の根本改正につきましては、前に申し上げたような事情でありまして、今確信があるかといわれましても、その辺は国会の会期等の関係もございまして、私もただで自信を持つたお答えをいたしかねますけれども、ただ私どもの堅持としては、もちろん十一月から開始される抗内夫に対する年金を現行制度でやる考えは毛頭ありません。これは法律的な措置も講じまして、十一月からの新たな受給者に対する年金額は、新しい構想によつて定められたものを支給できるようなにしたいと考えております。

○長谷川(保)委員 先ほど伺つた本年度の支出の五十九億という額についてですが、今の抗内夫の養老年金を、まさか今まできまつておるような行き方ではなしに、先ほどのお話のように、多分これは相当大きく手を入れて給付額をおきめになると思つておりますけれども、この五十九億と抗内夫の年金とはどういふ関係になりますか。

○久下政府委員 予算総額五十九億の中の積算の基礎には、新しい給付額を基礎とした計算はいたしてございませ

ましては、現在組まれておる予算総額で、ある程度の改正は十分まかなえると思ひます。

○柳田委員 ちよつと関連して資料の要求をしておきます。十一月に抗内夫の養老年金が開始されるのでありま

す。そこで大休年額どれぐらいの金額のものかは、お尋ねせぬことにいたします、いづれ厚生省としても、本法の不備な点を十分御認識になつておるのでありますから、少くとも良心的な数字が出て来るものと期待しておりますが、次会までにひとつ参考資料として、これは委員長に要求をしておきたいのですが、これは十七年からの抗内夫並に事業主がかけた額、これをかりに當時から引継ぎ民間の五大保険会社といひますから、その平均で、そういうふうにかけたとするならば、大体どれぐらいの年金が普通の民間保険会社では下つて来るか。これは逆に算定しなければならぬのですから、おかしな話でありますけれども、そういうような資料をひとつあわせていただきたい。ことにこの年金に對しては、脱退等に対して、非常に厳格な条件が加わつておる。女子等に対しては多少の規定もありまして、職場等がかわつたときはかけ捨てになる。年限においてもかけ捨てになるというふうな、民間の生命保険等よりも相当シビアな条件がついておるのでありますから、そういう年金等をきめられる場合には、民間の保険給付よりもさらにそれだけ上まわつた有利な給付額になつてしかるべきだと思ふ。それは意見であります。少くとも今まで十一年間かけられたその掛金に對して、これくらいかけたものならば、これくらい反對給付という

か、そういう年金が、民間の保険会社を参照するならば当然出て来るだろうという額を、ひとつ参考に御提出を願ひたい。

○長谷川(保)委員 この厚生年金の積立金は非常に大きな問題をはらんでおるのであります。ある学者などの計算によれば、二、三十年後に積立金のピークにおさまつては二兆数千億円というふうなものに達するときに来るであらう。そういういたしますと今日の日本全体の銀行の総預金の二倍にも近い大きな額になると考えられるわけでありま。従つてそこから日本の資本主義がくずれかねないというふうな考ええさをもしている人があるものであります。非常に重要な問題を含んでおるのでありますから、たいへん長い時間をいただきましたけれども、なおこの保険の点につきまして十分伺つておかなければならぬ点があるもので、今日は質問を留保いたしまして、一応終りたいと思ひます。

○小島委員長 次に、九州地区の水害による災害救助並びに衛生問題等について発言を求められておりますので、これを許可いたします。中野四郎君。

○中野委員 この際伺つておきたいのですが、去る六月二十五日九州地方における災害について、新聞等によつて伝えるところによりますれば、まことに実害大にして憂慮にたえないところがあるものであります。従つてその実情と、厚生省としての対策について、詳細に説明を求めたいと存じます。

○楠本政府委員 まず被害状況から御説明を申し上げたいと存じますが、本

日午前六時現在におきまして、まず福岡県におきましては雨量四百ミリ、被害者を見ますと死亡者が四十五、行方不明三百一、負傷者が三十三名でござい。次に家屋の損害は流失家屋が百七十九戸、全壊家屋が四十八、半壊家屋三百三十四戸に及んでおります。なお床上浸水をいたしましたものが四万九千六百二十二戸、床下浸水は五万六千五百十三戸となつております。次に罹災者の人口総数は四十二万人と概算をされております。

次に熊本県であります。また情報が入つておりませんが、熊本市の状況は雨量が三百四十ミリ、死亡者二十八、行方不明が四十七、負傷者が十八名、家屋の損害につきましては全壊が四十一戸、半壊が三十、流失家屋四十五戸、床上浸水が二千六百二戸、床下浸水は四千六百三十九戸に及んでおります。なお被害人口は熊本市市民に及んでおります。

次に佐賀県の被害状況を見ますと、死亡者二十五名、負傷者その他数字はまだはつきりいたしておりません。全壊戸数が六十二戸、流失戸数は五十一戸、半壊が百十八戸、なお浸水状況は床上浸水が一万四千五百七十五戸、床下浸水が三万七千三百五十戸という数字でござい。なおその他の県はまだ今朝になりましても情報が入つておりません。

これに對して目下各県はあげて善後措置を講じておりますが、厚生省といひましては、この場合一般罹災者の救済につきましては、社会局が担当いたします。なお緊急その他対策につきましては衛生当局がこれを担当いたしております。

そこでただいままで実施をしております状況を御報告申し上げます。衛生関係につきましては、目下現地にありまして災害を受けない隣接地区から多数の応援を得て対策に當つております。目下主力を安全な水の供給とたき出しその他によります。安全な臨時の給食に尽してあります。この両者ともそのためにしばしば伝染病その他の被害が起きますので、さようなことのないように十分注意をいたしまして、水の供給と食糧の供給を行つております。なお目下各隣接府県等から、救済のための食料品が運ばれておりますが、これらは衛生当局が厳重に監督をいたしまして、その安全を期すると同時に、それらの配給による不衛生を除くすることに努めております。

なほ目下若干の水が減少しつつあるやうであります。この場合まず井戸の消毒並びに便所の消毒等を行ふべく、薬品その他の準備を整えております。従ひまして、水が引き次第、ただちに井戸、便所等の消毒を行ひまして、さらに水が引いてからのいろ／＼な衛生上の取扱ひについて、目下パンフレットその他の用意をいたしまして、仕事を進めております。なほ間もなく人心が落ち着いて来る見込みでありますので、できるだけすみやかに賜パラワクチン等の予防接種を行ふべく準備を進めております。なおすでに福岡県におきましては、とりあえずこれらの対策に原費一千万円を計上いたしまして、対策に當つておる次第であります。なお厚生省からも係官を現地に派遣いたしまして、これらの指導に當つておる次第でござい。なお社会局関係の救済事業につきま

しては、鶴田説明員から説明いたします。

○鶴田説明員 私は社会局の施設課長であります。社会局が担当いたしました関係だけについて申し上げたいと思ひますが、実は安田社会局長が八時の飛行機で現地に参りました。なほ中央におきましては、きよう正午から関係各省が集まりまして、これの対策の打合せを行う次第でございます。

さしあたりの問題といたしましては、まず衣料の問題があるかと思つておるのでございますが、まだ現地の方からこれだけ必要だというふうな連絡が参りませんので、まだ物を送るまでには至つておらないのであります。準備は向うからの連絡があり次第、すぐ送り出せるように整えてございませう。たき出しその他の民生関係につきましましては、現地におきまして滞りなくやつてゐるという情報、先ほど参りましたので、私どもは一応その点につきましまして安心してゐる次第でございます。社会局長が間もなく向うへ着くことと思ひますが、さらに具体的に私の方にもいろ／＼指示があることになつておりますので、現在の状態では、その具体的な連絡を、私どもは待つてゐる状況でございます。

○中野委員 御報告を受けまして、まことに近來まれに見る災害状況でありまして、しかもその死亡あるいは負傷者等の率を見ますと、ここ数十年來に例を見ないような大きな災害と申しても過言でないと思つております。従つて、関係当局の方においては、むしろこの点について留意せられて、万全を期しておられると思ひます。特に災

害の中でも、水害の跡というものは、その跡始末であるところの衛生施設と

救援方法に万全を期さなければならぬのであります。従來の災害あるいは水害等の例を見ますと、報告等は一応整つておりますが、はなはだ実情に即せず、しかも遺憾の点が多々あるのであります。このことは、おそらく関係当局においてもよく承しておられるところであらうと思つております。従つて、今回の北九州地方を襲いましたこの水害の跡始末については、従來の例に習はず、ひとつ万全を期して、徹頭徹尾遺憾のないように努力していただきたいということを要望します。

同時に、この際委員長にお願い申し上げますが、このような大きな災害に ついて、厚生省方面が万全の力をいたしてゐることは一応了といたしますけれども、先ほど申し上げたような従來の例から見ても、なか／＼遺憾の点が多々あるのであります。いゝやんや厚生委員会においては、この点について十二分に留意して、理事会に諮られて、委員を急遽派遣して、厚生省とともにこの万全を期すということをお諮り願ひたいと思ひます。この点をお願いしておきます。

○小島委員長 中野君に申し上げます。御意見に従つて理事会でよく相談した上決したいと思ひます。

他に本件について御発言をなさる方はございせんか。——他に本件についての御意見もないようでございますから、本日はこの程度にして、次回は明後二十九日曜日午前十時より開会いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時十八分散会

昭和二十八年七月一日印刷

昭和二十八年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局